

これまでの懇談会での主な意見等（ 1 ～ 3 回暫定版）

1) 温泉（源）の保護のために

温泉源の保護一般

- ・昨今の温泉開発や温泉ブームは温泉資源の枯渇化を加速するおそれがある。温泉資源は法的には私有財産だが、その特性から公共的色彩が強い。温泉が有する保養的効用を最大限に活用すべく、保護と有効利用を図っていくことが必要ではないか。
- ・限りある温泉資源の保護のために、温泉法の掘削～利用許可の見直しが必要ではないか（ex.掘削許可時に温泉の利用目的を評価、許容される揚湯量に応じて浴槽容量を制限など）。
- ・未利用源泉の整理や温泉の現況把握が必要ではないか。
大深度掘削の取扱い
- ・最近の温泉開発では、技術進歩により大深度の掘削が可能になったが、滞留していた温泉は量・温度・成分の変化が生じやすいので、揚湯試験をしっかりと行うこと（せめて半年は湧出状態を観察）、本格的な揚湯前のチェック機会である動力装置の許可時に厳しく対応することが必要ではないか。

2) 温泉の利用の適正化のために

利用許可の基準、成分等の揭示

- ・温泉法の利用許可の基準が特に浴用では限られていること等について、再検討が必要ではないか。
- ・日本の温泉を世界に通用する温泉とするためには、欧州並みに審査や揭示を厳しくすべきではないか。
- ・温泉法の揭示に関しては、温泉成分の分析場所・時期・泉質表記方法について検討すべきではないか。特に、利用者に正確な温泉データを提供する第一の要件として、分析結果の有効期限を明確にする必要があるのではないか。

温泉利用情報の公開

- ・日本温泉協会の新天然温泉表示看板制度は、温泉利用情報公開の意義は認めるが、表示実績が少なく普及が不十分ではないか。また、看板にある温泉利用形態等の表示方法は、一般利用者には分かりづらいのではないか。
- ・新しい大型温泉施設では、動力揚湯・貯湯槽・加熱・循環装置が湧出量と温泉使用量のギャップを埋めている。レジオネラ肺炎問題でこれらが問い直されているが、限られた温泉資源を有効に利用することは重要で、利用者にその点を含め正確な情報提供をしていくことが大切ではないか。

温泉利用の衛生管理

- ・温泉事業者にとって今大切なのは徹底した衛生管理を行うことであり、厚労省のレジオネラ症対策の指針を踏まえ対策を進めるべき。
- ・日帰り温泉施設（いろいろなタイプの浴槽、利用者と汚濁負荷量が多く、エアロ

ゾル発生も多い) に対し、従来型の温泉旅館(ゆったり感ある普通の浴槽、利用者と汚濁負荷量が相対的に少なく、エアロゾル発生も少ない)は、衛生上の有利性があるのではないか。

3) 温泉の活用、温泉地の活性化のために
国民保養温泉地制度のあり方

- ・ 静かな環境と源泉かけ流しの温泉がある湯治場は、健康志向型の保養温泉地として最適だが数が減少しつつあるので、その振興のため「国民保養温泉地」制度が一層役割を果たすべきではないか。
 - ・ 昨今、日帰り温泉施設が流行っているのは時間的・経済的な理由によるもので、むしろ自然環境が良く湯量が豊富で家族連れも利用できる温泉地の人気が上がりにつつあることを重視すべき。「国民保養温泉地」制度は、こうした現状に合った見直しが必要ではないか。
- 泉質の管理、利用者の意識など
- ・ 泉質が異なる温泉を集中管理により混合するのは、個性ある温泉地の存在価値を失わせてしまう。これまで行政や事業者は湯量の管理ばかり行ってきたが、これからは質の管理が重要ではないか。
 - ・ 日本には古代から温泉を褌に使った歴史があり、入浴の際には「かけ湯」をし、温泉に感謝して入浴してほしい。各温泉施設では、浴槽での温泉利用について正しい情報を提示するとともに、温泉の正しい入浴法を周知することが望まれる。